

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になりません。

平成25年4月18日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件

2. GIIグレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	7号機	社内マニュアルにおいて、照射燃料に係る作業期間中は原子炉建屋の壁に開口部を形成させる作業を実施しないことを定めていたが、当該期間中にケーブル通線工事のために原子炉建屋/付属棟の間の壁のシール材を一時的に撤去していたことを確認した。なお、原子炉建屋の負圧は維持されていた。	GIII以下

3. GIIIグレード 6件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	電解鉄イオン供給装置電解槽入口ストレナ差圧変換器の点検時、検出元弁にシートパスを確認した。当該弁を修理。	
2	1号機	原子炉建屋格納容器酸素分析計のサンプル流量計に指示不良を確認した。当該流量計を点検・修理。	
3	1号機	原子炉建屋格納容器酸素分析計において指示不良を確認した。当該計器を点検・修理。	
4	4号機	回転式取水口除塵装置(A)の点検時、中継端子箱内のケーブルのチューブ被覆にひびを確認した。当該チューブ被覆を修理。	
5	6号機	6/7号機放射性廃棄物処理設備多重伝送装置において、伝送異常が発生したことを確認した。当該装置を点検・修理。	
6	7号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(C)、(F)の点検時、分解部品の浸透探傷試験にて指示模様を確認した。当該部品を修理。	